

報告第2号

損害賠償請求事件の専決処分に係る報告について

損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び紫波町長専決条例（昭和46年紫波町条例第19号）第2条第2号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同法第180条第2項の規定により、報告する。

令和8年2月27日提出

紫波町長 鎌田千市

別紙

1 損害賠償の概要

町が策定した計画書に、著作権を有するイラストをその使用許可を得ることなく使用し、著作権を侵害したものを。

2 和解及び損害賠償の相手方

著作権所有者の代理人弁護士

住 所

氏 名

3 損害賠償の額

792,000円

4 専決処分をした年月日

令和8年1月23日